**契約条項**

別紙２の（２）－４

**第１条**　申込人（以下、「受注者」という）は、大阪市（以下「発注者」という）が実施する予防接種業務の一部を受注者の開設又は管理する医療機関で実施するに際して、発注者の協力要請を承諾した医師により、その業務を実施することを約する。

２　前項に定める予防接種業務の一部とは、予診、接種、緊急時の措置及びその他の医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導をいう。

**第２条**受注者は予防接種の業務を別に定める履行期間内に完了し、発注者は、受注者に対して委託料として、別に定める額に実履行数量を乗じた額を別に定める期日までに支払うものとする。

**第３条**　発注者は、予防接種に関する業務に従事中に受注者がこうむった災害について、大阪市非常勤職員公務災害補償条例に準じ、その損失を補償するものとし、その補償額については別途協議のうえ、発注者が誠意をもって適切な措置を講ずるものとする。

**第４条**　予防接種の業務を実施中に生じた事故については、発注者がその処理にあたるものとし、その事故により医療を必要とする者については、発注者の責任において適切な措置を講じ速やかに原因の究明にあたるものとする。

　　ただし、その事故については、実施主体、実施種別等は問わないものとするが、被接種者の接種時の居住地が大阪市内にあるものとする。

２　発注者は、接種に関して被接種者に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく健康被害に対する救済手続きを速やかに講じるものとする。その損失が受注者の故意又は過失による場合にも、発注者において賠償責任を負担するものとする。受注者に故意又は重大な過失のない限り、発注者が受注者に対してその損失を求償することはできない。

３　接種を担当した受注者が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、発注者は訴訟参加などによって受注者に全面的に協力するものとし、受注者が損害賠償を負担しなければならない場合には、受注者に故意又重大な過失のない限り、発注者においてその損失を直ちに填補するものとする。

４　事故が、接種を担当した受注者の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず、受注者がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失をこうむった場合、又はその恐れがある場合には、発注者は、その損失を補償し又は防止するため適切な措置を講ずるものとする。

**第５条**　本契約に関し、別に細則を定めるものとする。但し、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

**第６条**　本契約の有効期間は、別表のとおりとする。

**第７条**　受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

２　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

**第８条**受注者は、業務等の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２ 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３ 受注者は、業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

４ 発注者は、受注者に対して、業務等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

５ 受注者は、第3項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

**第９条**　受注者および受注者の役職員は、業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号。以下「執行条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

**第１０条**　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

別紙２の（２）－４

1. 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
2. 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
3. 契約の履行にあたり発注者の職員の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
4. 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
5. 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
6. 受注者が、執行条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は執行条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
7. 前各号のほか契約事項に違反したとき。

**第１１条**　発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成２３年大阪市条例第１０号。以下「暴力団排除条例」という。）第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

２ 発注者は、暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

３ 前２項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込日 | 予防接種の種類 | 有効期間 |
| 令和7年4月1日  ～令和7年9月30日 | インフルエンザ予防接種等以外 | 申込日から令和8年3月31日まで |
| インフルエンザ予防接種 | 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで |
| 新型コロナウイルス感染症予防接種 |
| 令和7年10月1日  ～令和8年1月31日 | インフルエンザ予防接種等以外 | 申込日から令和8年3月31日まで |
| インフルエンザ予防接種 | 申込日から令和8年1月31日まで |
| 新型コロナウイルス感染症予防接種 |
| 令和8年2月1日  ～令和8年3月31日 | インフルエンザ予防接種等以外 | 申込日から令和8年3月31日まで |
| インフルエンザ予防接種 | 対象外 |
| 新型コロナウイルス感染症予防接種 |

個別予防接種委託に関する細則

別紙２の（２）－４

予防接種法に定める予防接種に関する契約条項第５条に定める細則は、次に定めるとおりとする。

（目的）

第１条　発注者は、予防接種委託業務を円滑かつ適正に実施するため、この細則を定める。

（接種対象者、接種方法等）

第２条　大阪市内住民に関しては、その居住区を問うことなく実施するものとし、接種対象者、接種方法等に関する取り扱いは、予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則等関係法令に定めるところによるほか、発注者が別に定める。

（感染防止）

第３条　実施医療機関の長たる受注者は、予防接種を実施するに際し、接種対象者が他の一般の受診者から感染を受けることのないよう、接種時間の設定等について十分配慮しなければならない。

（予防接種の種類）

第４条　この細則でいう予防接種の種類及び使用するワクチンは次の表に定めるものとする。



第５条　契約条項第２条に定める額については、実施に伴うワクチン代を含むものとし、別表で定めるとおりとする。ただし、インフルエンザ予防接種についてはワクチン代１，５００円を被接種者本人負担とし、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種についてはワクチン代４，３００円を被接種者本人負担とし、帯状疱疹ワクチン予防接種における乾燥弱毒生水痘ワクチンの場合は４，５００円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの場合は１１，０００円を被接種者本人負担とし、新型コロナウイルスワクチン予防接種については８，０００円を被接種者本人負担とし、受注者が徴収するものとするが、生活保護受給者及び市民税非課税世帯については自己負担金を免除し、発注者がこれにかわって受注者に支払うものとする。問診の結果見合わせた場合の見合わせ料についても別表のとおりとする。

（委託料）

別紙２の（２）－４

（支払方法）

第６条　前条に定める委託料の支払い方法については、次のとおりとする。

　実施医療機関の長たる受注者は実施を完了したものにつき、１か月分をとりまとめのうえ翌月１０日までに発注者に請求するものとし、発注者は検査に合格したものについて請求のあった翌月の２５日以内に支払うものとする。

（再委託について）

第７条

（１）予防接種業務の契約条項第８条第１項に規定する「主たる部分」とは、この契約書第１条第１項及び第２項に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

　　なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第８条第３項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（規定外事項）

第８条　この細則に定めのない事項及び解釈上生じた疑義については、発注者及び受注者は誠意をもってその都度協議するものとする。

（その他）

第９条　受注者は、別記の特記仕様書各項目を遵守すること。

（委託料）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表

別紙２の（２）－４





別紙２の（２）－４

別記

**暴力団等の排除に関する特記仕様書**

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

**特　記　仕　様　書**

（条例の遵守）【5条関係】

第1条　受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条　受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

**その他の特記仕様書**

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（健康局総務部総務課（連絡先：06-6208-9892）に報告しなければならない。

（令和４年５月19日）④